

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改 正 案

現 行

（保険業の定義から除外されるもの）

第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

四 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（組合員であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、一の都道府県内の地方公共団体の職員（職員であつた者を含む。）である組合員が構成するものに限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

（保険業の定義から除外されるもの）

第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

四 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（組合員であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、同一の任命権者により任用された組合員が構成するものに限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

五（略）